



東京都教育相談センターだより

東京都教育相談センター
Vol.31
東京都文京区本郷1-3-3
電話 03-5800-8545
FAX 03-5800-8402

教育と福祉とが課題を共有 - 子供の成長にかかわれる資源 -

1月23日に行われた第3回教育相談担当者会議は「教育相談機関と福祉機関との連携」を主題に取りあげました。そこで今号は、福祉機関をはじめとした相談機関について紹介します。



子供が心身ともに健全に育つために…

教育相談

(教育相談所(室) など)

<カウンセリングを中心とした対応>
生育歴・性格・心理・病理について

福祉相談

(子ども家庭支援センター、児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所など)

<ケースワークを中心とした対応>
環境・状況・家族の機能について

双方が必要



当センターでの他機関紹介

4月～12月 (16,455 回中)

紹介した機関	回数	紹介した機関	回数
区市町村教育相談所	235	弁護士会・法務局等	26
区市町村教育委員会	123	東京都就学相談室	20
私立学校協会	89	警視庁少年センター	16
精神保健福祉センター	57	東京しごとセンター	15
各児童相談所	55	日本青少年育成協会	3
生活文化スポーツ局私学部	35	その他の機関	351
病院等の医療機関	33	合計	627

このような相談機関があります

教育相談関係

子供の成長や教育にかかわる相談を受けています。

- ・不登校
- ・集団になじめない
- ・集中力や、落ち着きがない
- ・進路や適性が心配 等

●東京都教育相談センター
☎ 03-5800-8008

●各区市町村教育相談所(室)
都内に72箇所あり、各区市町村地域の教育相談を受けています。

健全育成関係

少年の非行防止や健全育成にかかわる相談、ネットワーク関連の被害相談を受けています。

- 警視庁少年相談室
(ヤングテレホンコーナー)
☎ 03-3580-4970
- 警視庁ハイテク相談
☎ 03-3431-8109

福祉相談関係

18歳未満の子供の様々な相談を受け、必要な調査・診断・治療・指導を行います。

- ・子供の養育について
- ・虐待
- ・子供の性格や行動について
- ・発達の遅れや障害について
- ・非行に関する相談 等

●東京都児童相談センター
☎ 03-3202-4152

●各地区児童相談所
都内10箇所に設置されています。

●各地区福祉事務所
各区市町村にあり、子供と家庭についての福祉全般の相談を受けています。

精神保健福祉関係

幼児から思春期までの精神発達及び行動や情緒面の問題にかかわる相談を受けています。

- ・こころの病について
- ・思春期、青年期の不登校、引きこもり、家庭内暴力、摂食障害
- ・薬物依存 等

●都立精神保健福祉センター
(東部13区と島しょ担当)

☎ 03-3842-0946

●都立中部総合精神保健福祉センター
(西部10区担当)

☎ 03-3302-7575

●都立多摩総合精神保健福祉センター
(多摩地区担当)

☎ 042-371-5560

●各地区保健所
地域住民の精神保健福祉その他一般の健康相談・保健指導を行います。

医療につなげる相談関係

●都立梅ヶ丘病院子供の精神保健相談室
子供の発達や心の問題、親の悩みなどについて心理職やソーシャルワーカー等が相談を受けています。

☎ 03-3323-7621

各地区に設置されている機関については、東京都教育相談センターホームページの[情報・資料]にも一部掲載しています。

<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/> にアクセス!

第3回教育相談担当者会議 講演より一部抜粋 「教育相談機関と福祉相談機関との連携」

日本精神衛生学会理事長
明星大学教授 高塚雄介 先生

日時 平成20年1月23日(水)午後2時00分から午後4時30分まで
会場 東京都教職員研修センター
出席者 区市教育委員会指導主事、区市町村立教育相談所(室)教育相談担当者等 76人
(講演の概要)

○ 教育の課題と福祉の課題

「教育」、「福祉」それぞれの枠組みの中での相談機関であり、前提として、「教育基本法」、「児童福祉法」が示す理念を念頭に置いて、課題を捉えることが必要である。

○ 何を連携するのか

相談の目標は、「教育」、「福祉」それぞれの分野での課題の解決により子供が心身ともに健全になることにあり、それぞれの分野の専門家同士の情報の共有が不可欠である。相談における連携とはシステムづくりだけではなくそれぞれの行政分野の枠を超えること、また専門家の枠組みに固執せずに相談に携わる者同士の情報の共有を行うことである。

○ 援助を必要とする人のために

教育相談機関と福祉機関のコラボレーション(=課題の共有)は、相談における目標の共有であり、当該の子供の健全育成にとって必要不可欠なものとなっている。各領域の専門性を明確に認識するとともに、各々の専門性の限界も認識して、必要に応じてより適切な専門家の力を借りることが、援助を必要とする人のために大切である。

